

# 物価高騰対策として 水道料金の基本料金を3か月間減免します

長期にわたる物価高騰が続くなか、町民や事業者の皆さまを支援するため、国の「重点支援地方交付金」を活用し、水道料金の基本料金を3か月間、減免(無償化)します。

## || 減免の対象者

中標津町と水道契約のある全ての方(全ての世帯・事業所)

※ 官公署、臨時給水は除きます。

## || 減免の対象期間

令和8年1月から3月検針分まで(3か月間)

※ 請求は検針月の翌月です。

※ 令和8年1月に検針した「上下水道使用量のお知らせ(検針票)」は、減免前の金額が表示されています。実際には、基本料金減免後の金額でご請求しますので、ご了承ください。

## || 減免する料金

水道料金の基本料金



※ 基本料金は、用途区分により異なります。金額は、町ホームページをご覧ください。⇒

※ 超過料金(使用水量に応じた追加料金)、過失等による漏水分、下水道使用料は対象外です。

## || その他

減免の申込、手続きは不要です。

町から手続きに関する電話やメール、訪問などは一切行いません。

不審な連絡を受けた場合は、警察や下記お問い合わせ先まで、ご連絡ください。

また、その他ご不明な点などがありましたら、下記お問い合わせ先まで、ご連絡ください。

< 減免のこと >

中標津町役場 上下水道課 業務係  
TEL:0153-74-0970(直通)

< 重点支援地方交付金のこと >

中標津町役場 政策推進課 企画調整係  
TEL:0153-74-0726(直通)